

平成 28 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 東 京 鋼 鐵 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 栗 原 英 夫
(JASDAQ コード 5448)
問 合 せ 先 総 務 部 長 慶 野 正 明
(TEL 0285-22-1335)

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 17 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 株式併合について

1. 株式併合を行う目的及び理由

当社の平成 28 年 3 月 18 日付プレスリリース「大阪製鐵株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社、その他の関係会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、大阪製鐵株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 28 年 2 月 4 日から平成 28 年 3 月 17 日まで当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、平成 28 年 3 月 24 日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社株式 14,697,795 株（当社の総株主の議決権の数に対する議決権保有割合：84.41%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、議決権保有割合について同じです。))を保有するに至りました。なお、議決権保有割合の計算においては、本株主総会における議決権の行使に係る基準日である平成 28 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数 174,130 個を分母として計算しております。

当社の平成 28 年 2 月 3 日付プレスリリース「大阪製鐵株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募推奨のお知らせ」（以下「当社平成 28 年 2 月 3 日付プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、公開買付者は、平成 27 年 4 月下旬、(1)公開買付者による当社の子会社化及び非公開化による当社の経営基盤の強化、業務効率化及び技術力の向上、(2)東日本と西日本にそれぞれ生産拠点を有している両社の提携による生産構造の更なる効率化を通し、コスト競争力の向上及び品揃え・デリバリー等の対顧客サービスを強化するという二つの視点より両社の企業価値の維持・向上を図るという観点から、公開買付者による当社の子会社化及び非公開化の検討を、当社に打診しました。それ以降、公開買付者と当社は、両社の企業価値を維持・向上させるための施策について複数回にわたる協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、公開買付者及び当社は、今後予想されるこの厳しい市場環境の中で企業価値を維持・向上させていくためには、公開買付者が当社の株主を公開買付者と当社の第二位株主である阪和興業株式会社（以下「阪和興業」といいます。）の 2 社のみとすることで、当社を公開買付者の子会社化及び非公開化するための取引（以下「本取引」といいます。）を実施することで、両社が緊密に連携し、経営資源の相互活用を推し進めるとともに経営基盤を強化する必要があるとの結論に至りました。公開買付者は、大阪、熊本という西日本に中心拠点を有し、西日本において技術力、商品力、デリバリーにおける優位性等の観点で競争力を有しております。他方で、当社は、最大の国内需要地域である東日本に拠点を有しております。業界他社との競争激化が加速する中、本取引により公開買付者と当社が一体的に経営を行うこと

により、日本の東西における需要の着実な捕捉、製造コストや輸送費等のコスト削減などの効果が十分に発揮され、製造工場の地元で原料を調達し、地元を中心とする地区に製品を供給するという地産地消の事業活動を継続しながら、東西の製造拠点から全国の需要家の納期要請に的確に応える柔軟なデリバリー等の全国横断事業を展開することが可能になると考えております。公開買付者及び当社は、本取引を通じて経営資源の効率的活用を図り、国内事業を強化するとともに、現在公開買付者が進める海外事業（インドネシアにおける中小形鋼、鉄筋棒鋼及び平鋼製造販売合弁事業）にも力を注ぎ、国内外における事業展開の強化という今後の普通鋼電炉メーカーのあるべき姿の実現に向け、商品力・競争力に優れた経営基盤の構築につなげていきたいと考えております。

また、当社といたしましても厳しい業界環境を踏まえ、今後一層厳しさを増す環境を乗り越え、当社の企業価値を維持・向上させるためには、単独で事業を継続するよりも、公開買付者と最大限強固な連携関係を構築しつつ、当社の株主を公開買付者及び阪和興業のみとすることで機動的に意思決定を行えるようにすることで、シナジーをより早期に最大化することが可能になると考え、そのためには、公開買付者が当社を子会社化及び非公開化することが最善の手段であるとの判断に至りました。

更に当社は、当社及び公開買付者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任した上、公開買付者との間で本公開買付けにおける当社株式1株あたりの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）並びに諸条件について協議・交渉を重ねました。当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言を踏まえ、当社の過去5年間の株価推移や類似の公開買付事例におけるプレミアム水準、三菱UFJモルガン・スタンレー証券によるディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）等に基づく算定結果等を参考として、公開買付者と複数回に亘り協議・交渉を行いました。また、当社は、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「（3）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、平成27年9月17日に、第三者委員会から、当社の取締役会が平成27年9月18日において、本公開買付けに関し賛同の意見を表明すること、また当社の株主の皆様に対して応募を推奨すること、並びに当社の取締役会が当社平成28年2月3日付プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の手續（以下「本非公開化手續」といいます。）を含む本取引の実施に関する決議を行うことは、いずれも相当と考えられ、かつ当社の少数株主にとって特段不利益とは考えられないとする答申書の提出を受けました。

その上で、当社は、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「（3）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④当社における利害関係を有しない取締役全員の同意」に記載のとおり、本公開買付けについて慎重に検討した結果、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成27年9月18日開催の当社の取締役会において、平成27年9月18日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

また、当社は、公開買付者から、平成28年1月28日に、同日付で公正取引委員会より「排除措置命令を行わない旨の通知書」を受領したとの連絡を受け、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「（3）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、当社が設置した第三者委員会に対して、第三者委員会が平成27年9月17日付で当社の取締役会に対して提出した答申書における上記内容に変更がないか否かを検討し、当社の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の答申を行うよう諮問し、第三者委員会は、平成28年2月2日に、当社の取締役会に対して、第三者委員会が平成27年9月17日付で当社の取締役会に対して提出した答申書における上記内容に変更がない旨の答申書を提出しております。当社は、下記「3. 株式併合に係る端数

処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の同意」に記載のとおり、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、平成 27 年 9 月 18 日以後、平成 28 年 2 月 3 日までの間に、当社の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更が見られないことなどを確認し、平成 28 年 2 月 3 日現在においても、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成 28 年 2 月 3 日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

その後、上記のとおり本公開買付けが成立いたしました。公開買付者は、本公開買付けにより当社の発行済普通株式の全て（但し、阪和興業が保有する当社株式及び当社が保有する自己株式を除きます。）を取得することができませんでした。かかる本公開買付けの結果を踏まえ、公開買付者から要請を受けたことから、当社といたしましては、上記の経緯を経て本取引の一環として行われた本公開買付けが成立したこと等を踏まえ、当社平成 28 年 2 月 3 日付プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社の株主を公開買付者及び当社の第二位株主である阪和興業の 2 社のみとするための手続を実施することといたしました。具体的には、本株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社株式 872,300 株を 1 株に併合する株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたします。

本株式併合により、公開買付者及び阪和興業以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

2. 株式併合の要旨

(1) 株式併合の日程

①	株主総会基準日	平成 28 年 3 月 31 日
②	取締役会決議日	平成 28 年 5 月 17 日
③	定時株主総会開催日	平成 28 年 6 月 28 日（予定）
④	整理銘柄指定日	平成 28 年 6 月 28 日（予定）
⑤	売買最終日	平成 28 年 7 月 13 日（予定）
⑥	上場廃止日	平成 28 年 7 月 14 日（予定）
⑦	株式併合の効力発生日	平成 28 年 7 月 20 日（予定）

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

平成 28 年 7 月 20 日をもって、平成 28 年 7 月 19 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の保有する当社株式 872,300 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

17,445,980 株

④ 効力発生前における発行済株式総数

17,446,000 株

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

20 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

80 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者及び阪和興業以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、平成28年7月19日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が保有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である630円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付することができるような価格に設定する予定です。

3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

① 親会社等がある場合における当該親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けの結果、当社の親会社に該当することとなりました。また、公開買付者は、本公開買付けの開始時点においては当社の親会社等に該当しませんでした。本取引を通じて当社を公開買付者の子会社化及び非公開化することを企図していたことから、当社及び公開買付者は、本取引の公正性を担保する観点から、下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じております。

② 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額は、上記「2. 株式併合の要旨」の「(2) 株式併合の内容」の「⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」に記載のとおり、平成28年7月19日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が保有する当社株式の数に本公開買付価格と同額を乗じた額となる予定です。

本公開買付価格につきましては、当社平成28年2月3日付プレスリリースに記載のとおり、(i)三菱UFJモルガン・スタンレー証券による算定結果のうち、市場株価分析に基づく算定結果の上限を上回る価格であること、かつ、類似企業比較分析及びDCF分析に基づく算定結果のレンジに含まれること、(ii)当社の過去5年間の株価推移を上回る価格であること、(iii)平成27年9月18日の前営業日である平成27年9月17日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）における当社株式の終値404円に対して55.9%（小数点以下第二位を四捨五入。以下、プレミアムの算出において同じです。）、平成27年9月17日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値393円（小数点以下を四捨五入。以下、普通取引終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して60.3%、平成27年9月17日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値400円に対して57.5%、平成27年9月17日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値406円に対して55.2%のプレミアムが加算されており、類似の公開買付事例との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、(iv)下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の利益相反を回避するための処置が十分に採られた上で決定された価格であることを踏まえ、本公開買付けについて慎重に検討した結果、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、当社は、平成27年9月18日開催の当社の取締役会において、平成27年9月18日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び当社の株主の皆様へ

対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

また、当社は、公開買付者から、平成 28 年 1 月 28 日に、同日付で公正取引委員会より「排除措置命令を行わない旨の通知書」を受領したとの連絡を受け、下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、当社が設置した第三者委員会に対して、第三者委員会が平成 27 年 9 月 17 日付で当社の取締役会に対して提出した答申書における上記内容に変更がないか否かを検討し、当社の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の答申を行うよう諮問いたしました。第三者委員会は、当社が平成 28 年 2 月 3 日付で公表した当社の業績予想修正が見込まれていたことから当該業績予想修正による影響も考慮の上、上記諮問事項について検討を行った結果、当該業績予想修正は第 3 四半期までの実績が予想を若干上回ったことに起因するものと考えられること、及び平成 27 年 9 月 17 日以後、平成 28 年 2 月 2 日までの間に、当社の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更が見られないことなどを確認し、平成 28 年 2 月 2 日に、当社の取締役会に対して、第三者委員会が平成 27 年 9 月 17 日付で当社の取締役会に対して提出した答申書における上記内容に変更がない旨の答申書を提出しております。当社は、当社の業績予想修正による影響及びかかる答申書等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、当社としても、当該業績予想修正は第 3 四半期までの実績が予想を若干上回ったことに起因するものと考えられること、及び平成 27 年 9 月 18 日以後、平成 28 年 2 月 2 日までの間に、当社の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更が見られないことなどを確認し、平成 28 年 2 月 3 日時点においても、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成 28 年 2 月 3 日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

また、当社は、公開買付者による本公開買付けに賛同し、株主の皆様に対して応募することを推奨する旨の意見を表明した後、本株主総会の招集を決議した平成 28 年 5 月 17 日付の当社の取締役会の開催時点に至るまでに、同価格の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上のことから、当社は、端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額については、相当と判断しております。

③ 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、公開買付者は、平成 28 年 2 月 4 日から平成 28 年 3 月 17 日まで当社株式を対象とする本公開買付けを行い、その結果、平成 28 年 3 月 24 日の決済開始日をもって、当社株式 14,697,795 株（当社の総株主の議決権の数に対する議決権保有割合：84.41%）を保有するに至りました。

(2) 上場廃止となる見込み

① 上場廃止

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、当社は、本株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本株式併合を実施し、当社の株主を公開買付者及び阪和興業の 2 社のみとする予定です。その結果、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる予定です。日程といたしましては、平成 28 年 6 月 28 日から平成 28 年 7 月 13 日まで整理銘柄に指定された後、平成 28 年 7 月 14 日に上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を JASDAQ において取引することはできません。

② 上場廃止を目的とする理由

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、公開買付者及び当社は、今後予想されるこの厳しい市場環境の中で企業価値を維持・向上させていくためには、公開買付者が当社の株主を公開買付者と阪和興業の2社のみとすることで、両社が緊密に連携し、経営資源の相互活用を推し進めるとともに経営基盤を強化する必要があるとの結論に至りました。

また、当社といたしましても厳しい業界環境を踏まえると、今後一層厳しさを増す環境を乗り越え、当社の企業価値を維持・向上させるためには、単独で事業を継続するよりも、公開買付者と最大限強固な連携関係を構築しつつ、当社の株主を公開買付者及び阪和興業のみとすることで機動的に意思決定を行えるようにすることで、シナジーをより早期に最大化することが可能になると考え、そのためには、公開買付者が当社を子会社化及び非公開化することが最善の手段であるとの判断に至りました。

③ 少数株主への影響及びそれに対する考え方

下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、当社は、第三者委員会に対し、本取引が公開買付者及び阪和興業以外の当社の少数株主にとって不利益なものではないかを評価・検討し、当社取締役会に意見を述べることを囑託いたしました。当社は、平成27年9月17日に、第三者委員会から、当社の少数株主にとって特段不利益とは考えられないとする答申書の提出を受けております。また、当社は、平成28年2月2日に、第三者委員会から、第三者委員会が平成27年9月17日に当社の取締役会に対して提出した答申書における内容に変更がない旨の答申書の提出を受けております。

(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社、公開買付者及び阪和興業から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に当社の株式価値の分析を依頼いたしました。なお、第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社、公開買付者及び阪和興業の関連当事者には該当せず、重要な利害関係を有しておりません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本公開買付けにおける算定手法の中から、市場株価分析、類似企業比較分析及びDCF分析を、それぞれ用いて当社の株式価値の分析を行い当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成27年9月17日付で株式価値算定書を取得しております。なお、当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る検討に慎重を期し、当社の取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社、公開買付者及び阪和興業から独立性を有するリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本公開買付けに関する諸手続を含む当社の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

③ 当社における独立した第三者委員会の設置

当社は、本公開買付けを含む本取引についての審議に慎重を期し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社、公開買付者及び阪和興業から独立性を有する、高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所）、長谷川臣介氏（公認会計士、長谷川公認会計士事務所）及び高崎恵一氏（公認会計士、高崎・原税務会計事務所）の3名から構成される第三者委員会を設置いたしました。なお、当社は、当初から上記の3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はありません。

当社は、当該第三者委員会に対し、当社が表明すべき意見の内容を検討する前提として、(a)本公開買付けについて賛同の意見を表明すべきか、並びに、賛同する場合に、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すべきか、(b)本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないか、(以下「本諮問事項」といいます。)を評価・検討し、これらの点について当社取締役会に意見を述べることを囑託いたしました。

第三者委員会は、平成27年7月21日より同年9月17日までの間に合計7回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を慎重に行いました。

第三者委員会は、本諮問事項の検討にあたり、当社から、当社より提出された各資料に基づき、公開買付者の提案内容、本取引の目的及びこれにより向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容等についての説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。更に、第三者委員会は、当社から、当社の事業計画について説明を受け、質疑応答を行うとともに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、同社が当社に対して提出した株式価値算定書に基づき、当社の株式価値の分析に関する説明を受け、質疑応答を行いました。第三者委員会は、これらの検討を前提として、平成27年9月17日に、当社の取締役会に対して、当社の取締役会が平成27年9月18日において、本公開買付けに関し賛同の意見を表明すること、また当社の株主の皆様に対して応募を推奨すること、並びに当社の取締役会が本非公開化手続を含む本取引の実施に関する決議を行うことは、いずれも相当と考えられ、かつ当社の少数株主にとって特段不利益とは考えられないとする答申書を提出しております。

第三者委員会から受領した答申書によれば、第三者委員会が上記の答申を行うにあたり考慮した主要な要素は以下のとおりであるとのことでした。

- (i) 当社より説明を受けた本公開買付けを経て行われる本非公開化手続のメリットについては、当社の現在の事業内容及び経営状況を前提とした具体的なものであること、当社の属する業界及び市場の環境として一般に説明がされている内容とも整合すること、将来の競争力強化に向けてまた成長戦略として現実的であると考えられることから、いずれも合理的なものとして認められ、これらの説明からは、本公開買付け及び本非公開化手続の目的は当社の企業価値向上を目指したものであると断言することができ、加えて当社においては、本公開買付けの公開買付者（及び本非公開化手続後の株主）との間で協議・検討を行ってきた当社の今後の成長計画等についての具体的な検討・評価を踏まえ、本公開買付け及び本非公開化手続の必要性及びメリットの検討を行っていること、また当社から説明を受けた当社の今後の事業見通し及び成長見通し並びに本非公開化手続後の運営方針（すなわち、当社の強みを十分に活かした経営を行い、当社事業の更なる強化を図っていくといった点）については、当社の事業内容及び経営状況を前提とした上で公開買付者の事業内容を踏まえた具体的なものと言え、いずれも不合理なものとは認められないことから、第三者委員会としては本公開買付け及び本非公開化手続は当社の企業価値向上に資するであろうと考えること。
- (ii) (a)当社は、本公開買付け及び本非公開化手続の取引条件、とりわけ本公開買付価格の公正性を確保すべく、その検討・判断を行うにあたり、当社の株式価値算定のための独立の第三者算定機関を起用・選任し、当該第三者算定機関から株式価値算定書を取得した上で、当該株式価値算定書を参考としており、その上で、(ア)当該第三者算定機関作成の株式価値算定書の結論に至る計算過程について、その算定手法は現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると言え、またその内容についても現在の実務に照らして妥当なものであると考えられることから、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないと考えられること、(イ)また当該株式価値算定書を基礎として当社においても本取引の必

要性及びメリット、当社の今後の事業への影響といった事情を全般的に考慮した上で本公開買付価格の検討を行ってきたこと、(ウ)当社の取締役会において最終的に決議を予定している本公開買付価格についても、近時の類似の公開買付事例に照らして相応のプレミアムが付された価格と言えること、(エ)上記(ア)から(ウ)までの第三者委員会での議論及び検討の結論を含め、特段不合理な点あるいは著しい問題は認識していないことから、これら当社における対応は、本公開買付けの取引条件、とりわけ本公開買付価格の公正性を確保し、またこれらに関する当社の判断・意思決定について、その過程から恣意性を排除するための方法として合理性・相当性があるものと思料されること、並びに、(b)本非公開化手続の取引条件に関しても、今後特段の事情が無い限り、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定、決定するとの説明を受けており、本非公開化手続は、本公開買付けの後、本公開買付けに続く手続として行われることが予定されているもの(いわゆる二段階買収としての手続)であるところ、時間的に近接した両手続における取引条件が同一のものとなるようにすることについては、合理性が認められるものと考えられること、その上で、上記のとおり本公開買付けの取引条件、とりわけ本公開買付価格の公正性確保、またこれらに関する当社の判断・意思決定の過程から恣意性を排除するための方法についてはいずれも合理性・相当性が認められると考えられることから、本非公開化手続の取引条件に関してもその公正性が確保されているものと思料されること。

- (iii) 下記「(3)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「② 当社における独立した法律事務所からの助言」に記載の体制・状況のもと、当社においては、本公開買付け及び本非公開化手続についてより慎重に取引条件の妥当性・公正性を担保する必要がある旨を認識して、当社から公開買付者に対して協議過程の早い段階から少数株主の利益に十分配慮した取引条件を要請し、その妥当性・公正性、条件の現実性といった事情について全般的な検証を重ねた上で、公開買付者との協議を経て本公開買付価格に関して今般取締役会決議が予定されている価格についての最終的な調整が進められ、その後、最終的に当社及び公開買付者間において本公開買付価格を含む本公開買付け及び本非公開化手続の取引条件について合意するに至り、当社において、当該合意された価格をもって取締役会決議を予定している本公開買付価格とした等、本公開買付け及び本非公開化手続の対応及び検討に向けた過程の中で、早期かつ詳細な開示、説明による当社の株主の皆様への適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除、また本公開買付けの取引条件、とりわけ本公開買付価格の公正性の担保、また本非公開化手続の取引条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、具体的な対応が行われているものと考えられ、公正な手続を通じた当社の株主の皆様への十分な配慮がなされていると考えられること。
- (iv) 上記(i)乃至(iii)までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、第三者委員会において、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものであると考える事情は平成27年9月17日時点において特段見あたらないこと。

また、当社は、公開買付者から、平成28年1月28日に、同日付で公正取引委員会より「排除措置命令を行わない旨の通知書」を受領したとの連絡を受け、第三者委員会に対して、第三者委員会が平成27年9月17日付で当社の取締役会に対して提出した答申書における上記内容に変更がない

か否かを検討し、当社の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の答申を行うよう諮問いたしました。第三者委員会は、当社が平成 28 年 2 月 3 日付で公表した当社の業績予想修正が見込まれていたことから当該業績予想修正による影響も考慮の上、上記諮問事項について検討を行った結果、当該業績予想修正は第 3 四半期までの実績が予想を若干上回ったことに起因するものと考えられること、及び平成 27 年 9 月 17 日以後、平成 28 年 2 月 2 日までの間に、当社の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更がみられないことなどを確認し、平成 28 年 2 月 2 日に、当社の取締役会に対して、第三者委員会が平成 27 年 9 月 17 日付で当社の取締役会に対して提出した答申書における上記内容に変更がない旨の答申書を提出しております。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の同意

本公開買付価格は、(i)上記「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券による算定結果のうち、市場株価分析に基づく算定結果の上限を上回る価格であること、かつ、類似企業比較分析及び DCF 分析に基づく算定結果のレンジに含まれること、(ii)当社の過去 5 年間の株価推移を上回る価格であること、(iii)本公開買付けの実施予定について公表した日(平成 27 年 9 月 18 日)の前営業日である平成 27 年 9 月 17 日の JASDAQ における当社株式の終値 404 円に対して 55.9%、平成 27 年 9 月 17 日までの過去 1 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 393 円に対して 60.3%、平成 27 年 9 月 17 日までの過去 3 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 400 円に対して 57.5%、平成 27 年 9 月 17 日までの過去 6 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 406 円に対して 55.2%のプレミアムが加算されており、類似の公開買付事例との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、(iv)上記「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」、「② 当社における独立した法律事務所からの助言」、「③ 当社における独立した第三者委員会の設置」及び下記「⑤ 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の利益相反を回避するための処置が十分に採られた上で決定された価格であることを踏まえ、本公開買付けについて慎重に検討した結果、当社は、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成 27 年 9 月 18 日開催の当社の取締役会において、当社取締役(監査等委員である取締役を含みます。)の全員一致により、平成 27 年 9 月 18 日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

また、平成 28 年 1 月下旬に、当社は、公開買付者から、本公開買付けを開始したい旨の連絡を受け、当社が平成 28 年 2 月 3 日付で公表した当社の業績予想修正による影響、及び上記「③ 当社における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、平成 28 年 2 月 2 日に当社の取締役会に対して第三者委員会が提出した、平成 27 年 9 月 17 日付で当社の取締役会に対して提出した答申書の内容に変更がない旨の答申書等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、当社としても、当該業績予想修正は第 3 四半期までの実績が予想を若干上回ったことに起因するものと考えられること、及び平成 27 年 9 月 18 日以後、平成 28 年 2 月 2 日までの間に、当社の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更が見られないことなどを確認し、平成 28 年 2 月 3 日時点においても、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成 28 年 2 月 3 日開催の当社の取締役会において、当社取締役(監査等委員である取締役を含みます。)の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

さらに、当社は、平成 28 年 5 月 17 日開催の取締役会における、本株主総会に本株式併合並びに下記Ⅱ及びⅢに記載の単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更について付議する旨の決議につき、当社取締役(監査等委員である取締役を含みます。)の全員一致により決議しております。

⑤ 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者、当社及び阪和興業から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）に対して、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。

SMB C日興証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法、類似上場会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法の各手法を用いて、当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は、SMB C日興証券から平成27年9月17日に株式価値算定書を取得したとのことです。なお、公開買付者は、SMB C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

4. 今後の見通し

本株式併合の実施に伴い、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(2) 上場廃止となる見込み」に記載のとおり、当社株式は上場廃止となる予定です。また、本株式併合後、当社の議決権総数に対する公開買付者及び阪和興業が保有する当社株式に係る議決権の割合が、公開買付者：90%、阪和興業：10%となる予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

本日現在、公開買付者は当社の支配株主に該当するため、本株式併合に係る取引は、支配株主との取引等に該当いたします。

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、コーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて独立した第三者から助言を得ること、支配株主と一定の利害関係を有する取締役は、当該取引等に関する取締役会において審議及び議決に参加せず、また、当社の立場において支配株主との協議及び交渉に参加しないこと、取締役会において慎重に審議の上決定することにより、支配株主がその影響力を利用して、当社ひいては少数株主を害することのないように適切な対応を取ることを方針としております。

本株式併合を行うに際しても、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、当社は上記方針に適合した措置を講じております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本取引の公正性の担保及び利益相反の回避の観点から、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じております。

(3) 本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、当社は、第三者委員会に対し、本取引が公開買付者及び阪和興業以外の当社の少数株主にとって不利益なものでないかを評価・検討し、当社取締役会に意見を述べることを囑託いたしました。当社は、平成27年9月17日に、第三者委員会から、当社の少数株主にとって特段不利益とは考えられないとする答申書の提出を受けております。また、当社は、平成28年2月2日に、第三者委員会から、第三者委員

会が平成 27 年 9 月 17 日に当社の取締役会に対して提出した答申書における内容に変更がない旨の答申書の提出を受けております。

II. 単元株式数の定め廃止について

1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 20 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなるためです。

2. 廃止予定日

平成 28 年 7 月 20 日

3. 廃止の条件

本株主総会において本株式併合に関する議案及び単元株式数の定め廃止に係る定款の一部変更に関する議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件といたします。

III. 定款の一部変更について

1. 定款変更の目的

会社法第 182 条第 2 項により、本株式併合に伴い当社株式の発行可能株式総数につき、80 株に減少する旨の定款の変更がなされたものとみなされます。かかる点を定款の記載に反映してより明確化するために、本件株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 5 条（発行可能株式総数）の記載を修正するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 20 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第 7 条（単元株式数）及び第 8 条（単元未満株主の権利制限）の全文並びに第 11 条（株式取扱規則）の一部を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>55,400,000</u> 株 とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>80</u> 株 と する。
(単元株式数) 第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、 <u>100 株 と する。</u>	(削除)
(単元未満株主の権利制限) 第 8 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げ <u>る権利以外の権利を行使することはで きない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる 権利</u> <u>(2) 取得請求権付株式の取得を請求す る権利</u> <u>(3) 募集株式または募集新株予約権の 割当てを受ける権利</u>	(削除)

<p>第<u>9</u>条（条文省略）</p> <p>第<u>10</u>条（条文省略）</p> <p>（株式取扱規則）</p> <p>第<u>11</u>条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、<u>单元未満株式の買取り</u>、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第<u>12</u>条～第<u>46</u>条（条文省略）</p>	<p>第<u>7</u>条（現行どおり）</p> <p>第<u>8</u>条（現行どおり）</p> <p>（株式取扱規則）</p> <p>第<u>9</u>条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第<u>10</u>条～第<u>44</u>条（現行どおり）</p>
--	--

3. 変更の日程

平成 28 年 7 月 20 日（予定）

4. 定款変更の条件

本株主総会において本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件といたします。

以上